

営繕工事における女性技術者活躍モデル工事の取り扱いについて

秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱（以下、「要綱」という。）についての営繕工事の取扱いを次のとおり定める。

1. 特記仕様書への記載方法

要綱第4条で定められた特記仕様書への記載方法は別紙による。

2. 工事成績評定への加点方法

要綱第5条で定められた加点方法については、考査項目「5. 創意工夫」細別「I. 創意工夫」工夫事項「■その他」「<その他>（理由：女性監理技術者配置等）」に加点するものとする。

3. 積算方法

①要綱第3条（3）に定められた快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領によるものとし、共通仮設費に積み上げ計上する。

なお、快適トイレ実施要領第4条第4項は営繕工事においては対象外とする。

②要綱第3条（4）に定められた女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要する費用は、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）により協議するものとし、その費用については設計変更時に共通仮設費に積み上げ計上する。

附則（令和3年3月4日 営-380）

この取り扱いは、令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事の契約について適用する。

附則（令和5年3月24日 営-992）

1. この取り扱いは、令和5年4月1日から施行する。

2. この取り扱いは、令和5年4月1日以降に入札公告等を行う工事の契約について適用する。